

東駿河湾広域都市計画地区計画の決定（三島市決定）

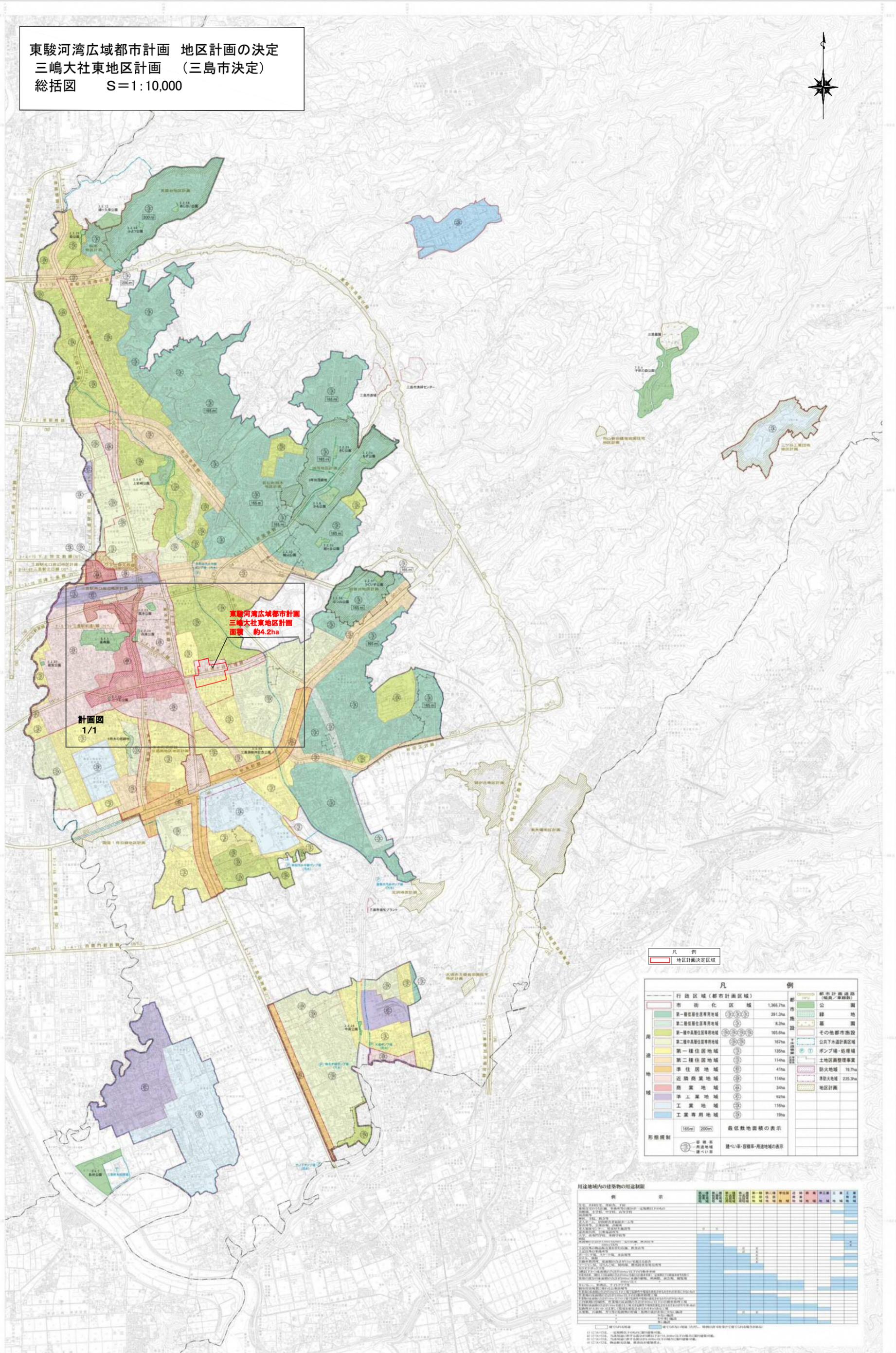
都市計画 三嶋大社東地区計画を次のように決定する。

名 称	三嶋大社東地区計画				
位 置	三島市大社町の一部				
面 積	約 4.2ha				
地区計画の目標	<p>本地区は、三嶋大社の東側に位置し、旧東海道の沿道に、低層の兼用住宅を主体とした近隣商業地が形成されており、その後背地に戸建て住宅を基本とした住宅市街地が形成されている。</p> <p>今後も、三嶋大社に隣接する地区として、昔ながらの佇まい・雰囲気を残した低層の兼用住宅地・戸建て住宅地としての土地利用を継続していく。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより、住民が三嶋大社周辺にふさわしいまち並みに愛着を持ちながら住み続けることができるよう、現在の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全の方針	<p><土地利用の方針></p> <p>すでに形成されている低層兼用住宅の商店や戸建て住宅と、市街地の豊かな緑との調和がとれた三嶋大社周辺にふさわしいまち並みを形成する。</p>				
	<p><建築物等の整備の方針></p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、現在の住環境の維持・保全を図るため、建築物の高さの最高限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	近隣商業地区	低層住宅地区
		地区の面積	約 2.9ha	約 1.3ha	
		建築物の高さの最高限度	15m	12m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限は、三島市景観計画の定めるところによる。</p> <p>2 屋外広告物を設置する場合は、三島市景観計画及び三島市屋外広告物条例の定めるところによる。</p>		

「区域は計画図表示のとおり」

東駿河湾広域都市計画図 (三島市)

東駿河湾広域都市計画 地区計画の決定
三嶋大社東地区計画 (三島市決定)
総括図 S=1:10,000



計画図
1/1

東駿河湾広域都市計画
三嶋大社東地区計画
面積 約4.2ha

凡例
地区計画決定区域

凡例		例	
行政区域 (都市計画区域)	市街化区域	1,366.7ha	都市計画道路 (幅員/車線数)
第一種低層住居専用地域	381.3ha	公園	緑地
第二種低層住居専用地域	8.2ha	市街	基壇
第一種中高層住居専用地域	165.0ha	その他都市施設	公共下水道計画区域
第二種中高層住居専用地域	167ha	ポンプ場・処理場	土地区画整理事業
第一種住居地域	135ha	防火地域	19.7ha
第二種住居地域	114ha	準防火地域	235.3ha
準住居地域	47ha	地区計画	
近隣商業地域	114ha		
商業地域	34ha		
準工業地域	92ha		
工業地域	118ha		
工業専用地域	19ha		

用途地域内の建築物の用途制限

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

東駿河湾広域都市計画 地区計画の決定
 三嶋大社東地区計画 (三島市決定)
 計画図(字界図) S=1:2,500

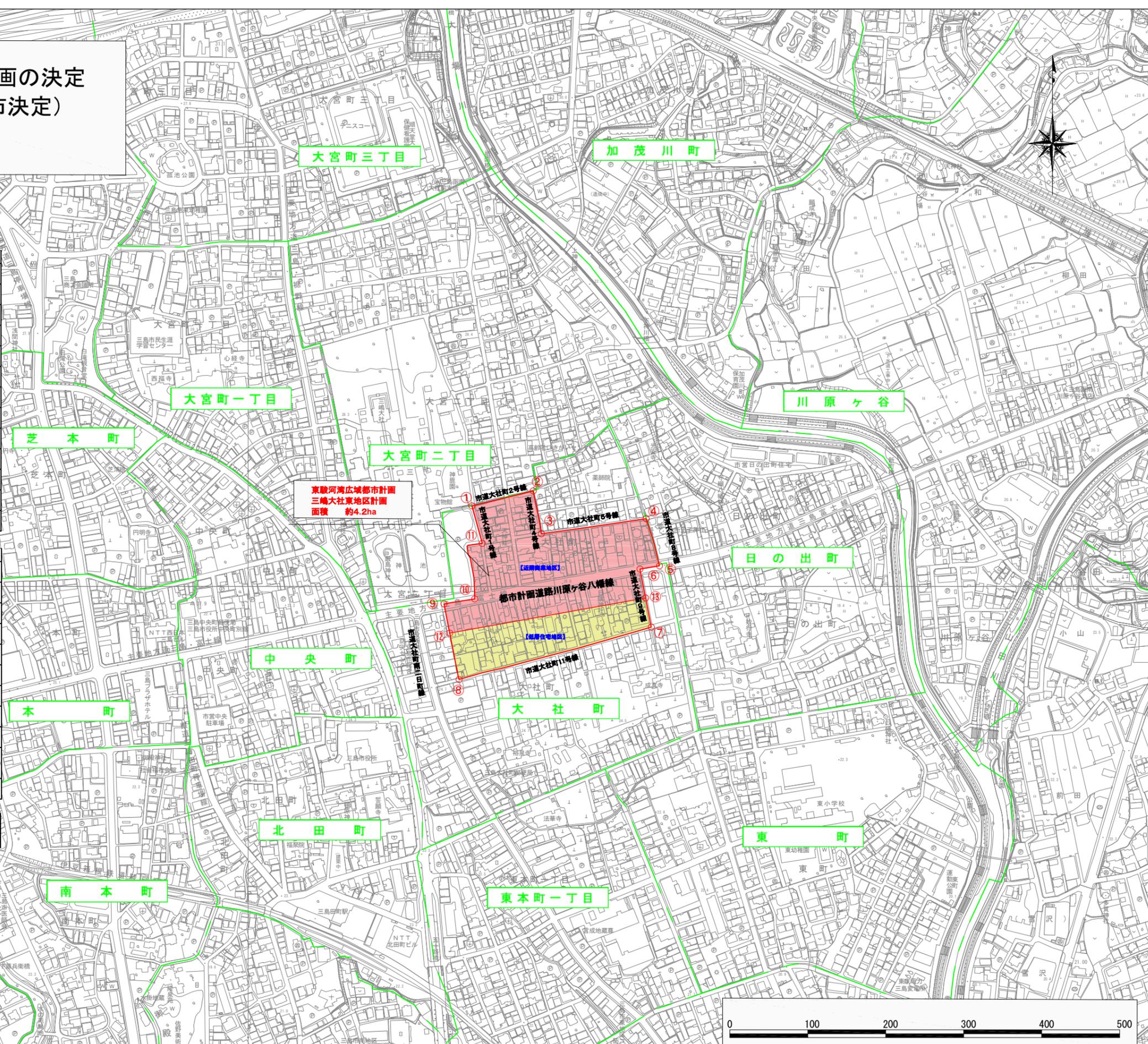
地区計画の決定区域の説明

付点	付点の説明
1	市道大社町1号線中心線と市道大社町2号線中心線の西側延長線との交点
2	市道大社町2号線中心線と市道大社町4号線中心線の北側延長線との交点
3	市道大社町4号線中心線の南側延長線と市道大社町5号線中心線との交点
4	市道大社町5号線中心線と市道大社町8号線中心線の北側延長線との交点
5	市道大社町8号線中心線の南側延長線と都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線との交点
6	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線と市道大社町9号線中心線の北側延長線との交点
7	市道大社町9号線中心線の南側延長線と市道大社町11号線中心線との交点
8	市道大社町11号線中心線と市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線との交点
9	市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線の北側延長線と都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線との交点
10	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線と大社町1220番8西側筆界の南側延長線との交点
11	大社町1174番3北側筆界の東側延長線と市道大社町1号線中心線との交点
12	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線と市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線との交点
13	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線と市道大社町9号線中心線との交点

界線	界線の説明
1-2	市道大社町2号線中心線とその西側延長線
2-3	市道大社町4号線中心線とその北側及び南側延長線
3-4	市道大社町5号線中心線
4-5	市道大社町8号線中心線とその北側及び南側延長線
5-6	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線
6-7	市道大社町9号線中心線とその北側及び南側延長線
7-8	市道大社町11号線中心線
8-9	市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線とその北側延長線
9-10	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線
10-11	大社町1220番8西側筆界とその南側延長線、同1220番9西側筆界、同1220番18西側筆界、同1220番19西側筆界、同1220番17西側筆界、同1220番16西側筆界、同1220番15西側筆界、同1174番3西側及び北側筆界とその東側延長線
11-1	市道大社町1号線中心線

界線	地区区分界線の説明
12-13	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線

凡 例	
	地区計画決定区域
	付 点
	大 字 界
	大 字 名
	近隣商業地区
	低層住宅地区



大宮町三丁目

加茂川町

大宮町一丁目

川原ヶ谷

芝本町

大宮町二丁目

東駿河湾広域都市計画
 三嶋大社東地区計画
 面積 約4.2ha

日の出町

中央町

大社町

本町

北田町

東町

南本町

東本町一丁目



東駿河湾広域都市計画 地区計画の決定
 三嶋大社東地区計画 (三島市決定)
 計画図(字界図)〔拡大図〕 S=1:1,000

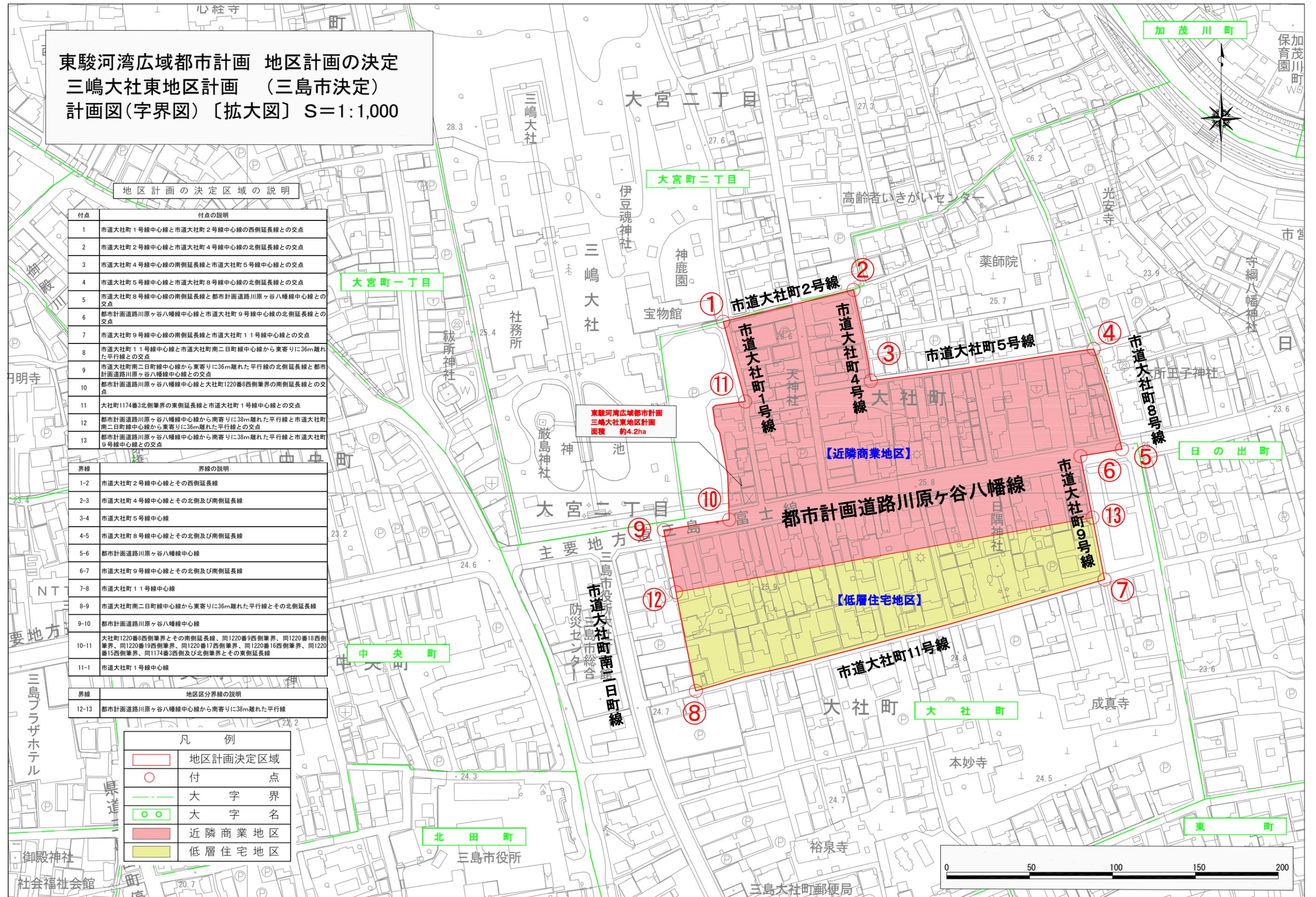
地区計画の決定区域の説明

付点	付点の説明
1	市道大社町1号線中心線と市道大社町2号線中心線の西側延長線との交点
2	市道大社町2号線中心線と市道大社町4号線中心線の北側延長線との交点
3	市道大社町4号線中心線の南側延長線と市道大社町5号線中心線との交点
4	市道大社町5号線中心線と市道大社町8号線中心線の北側延長線との交点
5	市道大社町8号線中心線の南側延長線と都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線との交点
6	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線と市道大社町9号線中心線の北側延長線との交点
7	市道大社町9号線中心線の南側延長線と市道大社町11号線中心線との交点
8	市道大社町11号線中心線と市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線との交点
9	市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線の北側延長線と都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線との交点
10	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線と大社町1220番8西側境界の南側延長線との交点
11	大社町1174番3北側境界の東側延長線と市道大社町1号線中心線との交点
12	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線と市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線との交点
13	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線と市道大社町9号線中心線との交点

界線	界線の説明
1-2	市道大社町2号線中心線とその西側延長線
2-3	市道大社町4号線中心線とその北側及び南側延長線
3-4	市道大社町5号線中心線
4-5	市道大社町8号線中心線とその北側及び南側延長線
5-6	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線
6-7	市道大社町9号線中心線とその北側及び南側延長線
7-8	市道大社町11号線中心線
8-9	市道大社町南二日町線中心線から東寄りに36m離れた平行線とその北側延長線
9-10	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線
10-11	大社町1220番8西側境界とその南側延長線、同1220番9西側境界、同1220番18西側境界、同1220番19西側境界、同1220番17西側境界、同1220番16西側境界、同1220番15西側境界、同1174番3西側及び北側境界とその東側延長線
11-1	市道大社町1号線中心線

界線	地区区分界線の説明
12-13	都市計画道路川原ヶ谷八幡線中心線から南寄りに38m離れた平行線

凡 例	
	地区計画決定区域
○	付 点
	大 字 界
	大 字 名
	近隣商業地区
	低層住宅地区



東駿河湾広域都市計画
 三嶋大社東地区計画
 面積 約4.2ha

【近隣商業地区】

【低層住宅地区】

都市計画道路川原ヶ谷八幡線

市道大社町11号線

大社町

大社町

東 町

